

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

上場パートナーシップへの投資を仲介する QI の検討事項

2022 年 8 月 15 日

適格仲介人（Qualified Intermediary：以下「QI」）である金融機関は、2023 年 1 月 1 日以降、上場パートナーシップ（Publicly Traded Partnership：以下「PTP」）への投資仲介を QI 制度の対象取引とすることが可能となる。5 月 3 日に米国内国歳入庁

（Internal Revenue Service：以下「IRS」）より公表された QI 契約改定案（IRS 通知 2022-23）は現在、業界等から寄せられたパブリックコメントをもとに、最終化にむけて調整が行われているが、2023 年以降の QI 契約の主な変更点である PTP からの分配や譲渡に係る源泉ルールが規定されている内国歳入法 1446 条(a)や (f)、財務省規則§§1.1446-4 や 1.1446(f)-4 は、既に最終化されているため、現状の改訂案の内容から大きく変更される可能性は低いと思われる。したがって、現在 PTP 投資の仲介を行っている QI が、引き続き当該仲介取引を継続する場合や、新たに当該取引を始める場合には、2023 年から有効となる QI 契約に基づいた事務整備が必要であり、検討し始める時期になった。本ニュースレターでは、PTP 投資の仲介を QI 対象取引とする場合の対応事項につき、現時点で公表されている情報を基に整理する。

1. PTP とは

PTP とは、内国歳入法 7704 条に基づき 2 名以上のパートナーと呼ばれる組合員により組成される事業体であり、一般的に業務・経営に参加をせず、出資額までの有限責任を負う組合員（Limited Partner）としての持分が取引所に上場されている。PTP は一定の要件を満たすことで、米国税務上、パススルー事業体と取り扱われ PTP 自身は課税対象とはならず、その持分保有者がパススルー所得を認識することになっている。一般的に、PTP 適格要件としては、その税務年度総所得の 90%以上が、利子、配当、不動産賃貸料、不動産や他の投資資産売却による売却益、エネルギー関連事業からの所得でなければならない、などがある。PTP は MLP（Master Limited Partnership）と同義で使用される場合があるが、MLP はエネルギー関連資産を運用する上場パートナーシップであり、PTP の一形態である。なお、PTP は LP

（Limited Partnership）に加えて、パススルー課税を選択した LLC（Limited Liability Company）も含む。

このような PTP の持分を保有する顧客の口座を管理する証券会社や、PTP（MLP を含む）を投資対象とする日本の投資信託の委託者であるアセットマネジメント会社や受託者である信託銀行は、PTP 投資の仲介を行っていることとなる。

2. QI 対象取引とする場合の主な対応事項

2023 年以降、QI 対象取引として PTP 投資の仲介を行う場合、QI は以下のいずれかの選択肢から、PTP 投資の取り扱い方針を決定しなければならない。

- ① PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者となる（PTP 分配においては Nominee¹となる）
- ② PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者とならずに、PTP 持分保有者の情報を上流金融機関に開示する（Disclosing QI となる）
- ③ PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者とならずに、PTP 持分保有者の情報を上流金融機関に開示しない（Disclosing QI とならない）

まず、選択肢①の PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者となる（PTP 分配においては Nominee となる）ことを選択する QI は、文字とおり PTP からの分配金や PTP 持分の譲渡等により、実質関連所得とみなされる譲渡益が発生する場合、必要な源泉徴収を実施し、IRS へ納付する第一義的義務を負うこととなる。QI は PTP が提供する Qualified notice とよばれる支払内訳書を確認し、PTP 分配金

1. 内国歳入法 1446(a) 条あるいは 1446(f)条において、Nominee とは、米国非居住者などのために、PTP 持分を保有する者で、①米国居住者、米国人、米国で組織されたパートナーシップなども含む米国人（US Person）、②PTP からの分配に対して源泉徴収の第一義的義務を引き受ける QI、または③米国非居住者の米国支店で PTP からの分配金について米国人として取り扱われることに同意する者を意味する。

のうち米国実質関連所得（Effectively Connected Income：以下「ECI」とみなされる支払には37%（又は非米国法人の場合21%）を、定期定額所得（Fixed、または Determinable Annualまたは Periodic、FDAP）とみなされる支払には30%

（又は軽減税率）の税率を適用し、源泉徴収する。また PTP 持分譲渡により ECI とみなされる譲渡益等（一定の要件をみだす分配も含む）が発生した場合、譲渡対価に対して原則 10%の源泉徴収を実施しなければならない。PTP 分配における源泉徴収義務と、PTP 持分譲渡における源泉徴収義務はそれぞれ引き受けの選択ができるため、両方又はいずれかの第一義的源泉徴収義務を引き受けを選択する QI は、2023 年以降の対象となる支払の前に上流金融機関へ様式 W-8IMY の再提出が必要となる。

次に選択肢②の PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者とならずに、PTP 持分保有者の情報を上流金融機関に開示する（Disclosing QI とする）ことを選択する QI は、必要な源泉徴収義務を上流金融機関に引き受けてもらうため、PTP 持分保有者である顧客の氏名、住所、米国納税者番号等の個別情報を記載した源泉徴収区分表を別途作成のうえ、添付書類として PTP 持分保有者から徴求した様式 W-8 を合わせて提出しなければならない。なお、PTP 持分保有者が提出しなければならない様式 W-8 には、米国納税者番号の記載が必須であり、顧客が米国納税者番号を保有していない場合には事前に取得しておく必要がある。

最後に選択肢③の PTP からの分配や持分譲渡における源泉税の第一義的源泉徴収義務者とならずに、PTP 持分保有者の情報を上流金融機関に開示しない（Disclosing QI とならない）ことを選択する QI は、必要な源泉徴収義務を上流金融機関に引き受けてもらうため、PTP 投資に係る源泉徴収区分表を別途作成するが、PTP 持分保有者である顧客の個別情報の代わりに、プール情報を記載して提出する。

3. 本人確認手続きや報告への影響

前述の各選択肢の違いは、源泉徴収義務引き受けの可否や上流金融機関への顧客情報の開示要否のほか、PTP 持分保有者である顧客に対する本人確認手続きや QI 報告にも違いがある（下表参照）。各 QI は PTP 持分保有者数や事務負担などを考慮したうえで、対応方針を選択する必要がある。

	PTP 投資に限定した取扱い	
	本人確認手続	1042・1042S 報告
選択肢①	原則、KYC ルールに基づく本人確認書類で本人確認が可能（すでに既存の QI 対象取引において徴求済みであれば追加対応不要）	プール報告可
選択肢②	顧客の本人確認書類は様式 W-8 のみ受入可（既存 QI 対象取引において未徴求であれば、追加対応が必要）	報告不要（上流金融機関が報告するため）

選択肢③	原則、KYC ルールに基づく本人確認書類で本人確認が可能（すでに既存の QI 対象取引において徴求済みであれば追加対応不要）	プール報告可
------	--	--------

なお、留意点として、選択肢②を検討する QI は、PTP 持分保有者による米国納税者番号の取得は必須であり、様式 W-8 に記載のない場合には Disclosing QI を選択できない。また、選択肢①、③において、プール報告可と記載しているが、個別の様式 1042S の発行を顧客より依頼された場合には対応が必要となることから、修正申告となることがないよう、事前に個別様式発行の要否を確認されることも検討されたい。

4. 2023 年以降は Nominee 報告対応が必須

PTP からパススルーされる ECI や州・地方源泉所得を認識する持分保有者には、米国連邦及び州・地方税務申告の提出が義務付けられていることに気付いていない場合がある。IRS は PTP 持分保有者の連邦上の申告を促すため、QI 契約改定案第 8 章を改定し、PTP 投資を仲介する全ての QI に対し、既に存在していた Nominee 報告義務を強化したと思われる。Disclosing QI は、財務省規則 §1.6031(c)-1T(a) に従い、持分保有者の情報を PTP または他の Nominee に報告することで Nominee 報告義務を履行し、それ以外の QI は、同様に PTP へ報告または財務省規則 §1.6031(c)-1T(h) に従い、パススルー項目の情報を持分保有者に報告しなければならない。したがって、2023 年以降、QI は Nominee 報告対応も要求されることになる。これらの報告義務を履行させることで、今後、IRS は PTP 持分保有者でありながら無申告である者を容易に特定できるようになると想定される。

おわりに

2023 年から有効となる QI 契約が最終化されるのは 2022 年の終わりごろと思われることから、最終化されてから検討を始めては間に合わない可能性がある。7 月に入り既に一部の米国源泉徴収義務者では、PTP 投資に伴う様式 W-8IMY 等の再提出依頼等を開始している。現在 PTP 持分の取扱いを行っている QI や、今後取扱いを検討されている QI は、QI 制度においてどのように対応していくのか、方向性の議論を開始していただきたい。なお、PTP 投資を QI 対象の取引とせず、NQI（非適格仲介人）として取り扱う選択肢や、PTP 投資の仲介を 2023 年までに取りやめる選択肢も含めて、ご相談いただきたい。

デロイト トーマツ税理士法人では、各種様式及び関連法令等の参考和訳を作成し、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

なお、PTP・Non-PTP 持分売却、Nominee 報告、及び口座保有者の税務に関するお問い合わせは、以下の担当者にご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	平山 伊知郎	ichiro.hirayama@tohmatu.co.jp
マネジングディレクター	竹内 洋人	hiroto.takeuchi@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	倉本 光恵	mitsue.kuramoto@tohmatu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	igarashi.hisayuki@tohmatu.co.jp
マネジャー	栗原 義明	yoshiaki.kurihara@tohmatu.co.jp

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したり拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001